

【令和元年度】埼玉県行政不服審査会の答申の内容について

令和2年3月31日現在

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
1	審査請求	平成29年11月8日	平成31年2月5日	生活保護法	平成31年2月8日	平成31年4月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
2	審査請求	平成30年8月27日	平成31年2月6日	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成31年2月6日	平成31年4月23日	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第50条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者指定取消処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
3	審査請求	平成30年5月2日	平成31年2月20日	生活保護法	平成31年2月25日	令和1年5月17日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
4	審査請求	平成29年12月27日	平成31年2月28日	生活保護法	平成31年3月1日	令和1年5月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第3項の規定に基づく保護申請却下決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
5	審査請求	平成30年8月23日	平成31年3月5日	生活保護法	平成31年3月5日	令和1年5月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定に基づく返還金決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
6	審査請求	平成30年10月10日	平成31年2月6日	生活保護法	平成31年2月6日	令和1年6月7日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、審査請求人(代理人)は、平成30年9月4日厚生労働省告示第317号による改定後の「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。(以下「本件改定基準」という。))は違憲・違法かつ不当な処分である旨主張しているが、処分庁による保護費の算定に誤りはなく、かつ、本件改定基準それ自体が違憲・違法かつ不当なものであると認めることはできないため、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。ただし、諮問時に審査庁が判断の理由として述べている、「審査庁も、処分が現行の法令及び保護の基準に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、本件改定基準それ自体が違法又は不当であるかについて審査する立場にはなく、」については了解できず、「本件改定基準それ自体が違憲・違法かつ不当なものであると認めることはできないため、」とするのが妥当である。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
7	審査請求	平成30年10月27日	平成31年2月6日	生活保護法	平成31年2月6日	令和1年6月7日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、審査請求人は、平成30年9月4日厚生労働省告示第317号による改定後の「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。(以下「本件改定基準」という。))に基づく本件各処分により保護費が下げられてしまい、生活するのが大変になると主張しているが、処分庁による保護費の算定に誤りはなく、かつ、本件改定基準それ自体が違憲・違法かつ不当なものであると認めることはできないため、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 ただし、諮問時に審査庁が判断の理由として述べている、「審査庁も、処分が現行の法令及び保護の基準に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、本件改定基準それ自体が違法又は不当であるかについて審査する立場にはなく、」については了解できず、「本件改定基準それ自体が違憲・違法かつ不当なものであると認めることができないため、」とするのが妥当である。
8	審査請求	平成29年9月6日	平成31年2月27日	生活保護法	平成31年2月28日	令和1年6月7日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第9項において準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
9	審査請求	平成30年6月13日	平成31年3月8日	生活保護法	平成31年3月12日	令和1年6月18日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
10	審査請求	平成29年7月7日	平成31年1月28日	生活保護法	平成31年1月29日	令和1年6月20日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第9項により準用する同条第3項の規定に基づく保護変更決定に係る本件審査請求については、不服申立てをする法律上の利益を欠くため、不適法であり、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、本件審査請求は却下されるべきである。
11	審査請求	平成30年6月21日	平成31年3月6日	生活保護法	平成31年3月8日	令和1年7月1日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。 なお、平成29年8月25日に生活保護費の過支給が発覚して以降、処分庁は、何ら落ち度のない審査請求人に対し、自立更生費として控除することができる旨の説明を行わずに支給された保護費によって過去6年間の自立に充てた物品等を書面にまとめて提出するよう求めるなど、一部配慮を欠くと言わざるを得ない対応を行ったことが認められるため、今後、処分庁においては丁寧かつ適切な対応に努められたい。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
12	審査請求	平成30年10月2日	平成31年3月20日	生活保護法	平成31年3月22日	令和1年7月5日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく平成30年5月28日付け保護変更決定処分及び平成30年9月27日付け保護変更決定処分に係る本件審査請求については、平成30年5月28日付け保護変更決定処分の取消しを求める部分については不適法であるから却下し、平成30年9月27日付け保護変更決定処分の取消しを求める部分については違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
13	審査請求	平成30年10月27日	平成31年3月20日	生活保護法	平成31年3月22日	令和1年7月5日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
14	審査請求	平成30年12月10日	平成31年3月25日	生活保護法	平成31年3月25日	令和1年7月5日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分及び同法第26条の規定に基づく保護停止決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
15	審査請求	平成30年12月15日 平成30年12月25日	平成31年3月25日	生活保護法	平成31年3月25日	令和1年7月5日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
16	審査請求	平成29年8月4日	平成31年2月15日	生活保護法	平成31年2月15日	令和1年7月11日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る本件審査請求については、本件処分は行政手続法(平成5年法律第88号)第14条第1項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるか、少なくとも不当な処分であって、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。
17	審査請求	平成30年9月25日	平成31年3月22日	生活保護法	平成31年3月26日	令和1年7月11日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定に基づく返還金決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
18	審査請求	平成30年12月20日	平成31年4月4日	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	平成31年4月5日	令和1年7月23日	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第6条の規定に基づく特別児童扶養手当支給停止決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
19	審査請求	平成31年1月21日	令和1年5月7日	生活保護法	令和1年5月10日	令和1年7月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
20	審査請求	平成30年12月25日	令和1年5月10日	生活保護法	令和1年5月14日	令和1年7月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第9項により準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
21	審査請求	平成30年6月19日	平成31年3月20日	生活保護法	平成31年3月22日	令和1年8月2日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定に係る審査請求については理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。
22	審査請求	平成31年3月16日	令和1年6月5日	生活保護法	令和1年6月11日	令和1年8月2日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分及び過誤払金決定通知に係る本件審査請求については、本件審査請求のうち、生活保護法第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分の取消しを求める部分については違法又は不当な点は認められないことから棄却し、過誤払金決定通知の取消しを求める部分については不適法であるから却下するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
23	審査請求	平成31年2月6日	令和1年6月28日	生活保護法	令和1年7月2日	令和1年8月2日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
24	審査請求	平成30年12月7日	令和1年5月20日	生活保護法	令和1年5月23日	令和1年8月27日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
25	審査請求	平成30年6月27日	令和1年7月1日	生活保護法	令和1年7月11日	令和1年8月27日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
26	審査請求	平成31年1月21日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月17日	令和1年8月27日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第26条の規定に基づく保護廃止決定処分及び当該廃止決定に伴う過誤払金決定通知に係る本件審査請求のうち、生活保護法第26条の規定に基づく保護廃止決定処分の取消しを求める部分については違法又は不当な点は認められないことから棄却し、過誤払金決定通知の取消しを求める部分については不適法であるから却下するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
27	審査請求	平成31年2月1日	令和1年8月14日	児童扶養手当法	令和1年8月14日	令和1年9月6日	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第1項の規定に基づく児童扶養手当の全部支給停止処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 なお、本件処分通知においては、本件処分の根拠法令として「児童扶養手当法(第9条、第9条の2、第10条、第11条)の規定により、」と記載されているが、本件処分の根拠となるのは同法第9条であり、これ以外の条項は本件処分とは無関係なものというべきである。また、本件処分の内容は児童扶養手当の全部支給停止であるにもかかわらず、本件処分通知には「または一部支給停止」とも記載されており、誤解を生じさせるものである。 よって今後は、処分の根拠法令及び処分内容について、処分の名宛人が容易に了知できるよう明確な記載を行うべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
28	審査請求	平成31年4月18日	令和1年8月16日	生活保護法	令和1年8月16日	令和1年9月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知は、「基準改定(第76次)」という余事記載がある一方で、本件処分に当たって適用した根拠法令等の記載がなく、明確とは言いがたい。このため、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
29	審査請求	平成30年3月26日	平成31年2月19日	生活保護法	平成31年2月20日	令和1年9月26日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第9項において準用する同条第3項の規定に基づく、収入認定における必要経費認定却下通知に係る本件審査請求については理由があるため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。
30	審査請求	平成30年5月23日	平成31年3月13日	生活保護法	平成31年3月18日	令和1年9月26日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第26条の規定に基づく保護廃止決定に係る審査請求については理由があるため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。
31	審査請求	平成30年4月17日	平成31年3月28日	生活保護法	平成31年3月29日	令和1年9月26日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく平成30年1月分に係る保護変更決定処分及び同年2月分に係る保護変更決定処分に係る審査請求については理由があるため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、本件各処分は取り消されるべきである。
32	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
33	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
34	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
35	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
36	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
37	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
38	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
39	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
40	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
41	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
42	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
43	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
44	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
45	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
46	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
47	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
48	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
49	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
50	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
51	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
52	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
53	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
54	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
55	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
56	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
57	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
58	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
59	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
60	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
61	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
62	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
63	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
64	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月4日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
65	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
66	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
67	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
68	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
69	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
70	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
71	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
72	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
73	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
74	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
75	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
76	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
77	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
78	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
79	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
80	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
81	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
82	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
83	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
84	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
85	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
86	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
87	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
88	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
89	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
90	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
91	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
92	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
93	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
94	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
95	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
96	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
97	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
98	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
99	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
100	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
101	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
102	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
103	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
104	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
105	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
106	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
107	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
108	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
109	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
110	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
111	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
112	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
113	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
114	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
115	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
116	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
117	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
118	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
119	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
120	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
121	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
122	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
123	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
124	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
125	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
126	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
127	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
128	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
129	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
130	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
131	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
132	審査請求	平成30年11月20日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年10月8日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
133	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月16日	生活保護法	令和1年7月29日	令和1年10月29日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
134	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月16日	生活保護法	令和1年7月29日	令和1年10月29日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
135	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月16日	生活保護法	令和1年7月29日	令和1年10月29日	本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
136	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月16日	生活保護法	令和1年7月29日	令和1年10月29日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
137	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月16日	生活保護法	令和1年7月29日	令和1年10月29日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
138	審査請求	平成30年12月14日	令和1年7月16日	生活保護法	令和1年7月29日	令和1年10月29日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
139	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年10月31日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
140	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年10月31日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
141	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年10月31日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
142	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年10月31日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
143	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月8日	生活保護法	令和1年7月9日	令和1年11月1日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
144	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月1日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
145	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月1日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
146	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月1日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
147	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月1日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
148	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月1日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
149	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月1日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
150	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月1日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
151	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月1日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
152	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月1日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
153	審査請求	平成31年2月5日	令和1年6月11日	埼玉県療育手帳制度要綱	令和1年6月11日	令和1年11月5日	埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年7月23日付け埼玉県告示第1365号)第8条第1項の規定に基づく再判定による療育手帳の交付決定処分に係る本件審査請求については、本件処分は行政手続法(平成5年法律第88号)第8条第1項本文に定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるか、少なくとも不当な処分であって、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。
154	審査請求	平成31年4月15日	令和1年9月24日	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	令和1年9月24日	令和1年11月19日	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第26条の5において準用する第19条の規定に基づく特別障害者手当受給資格認定請求却下決定処分に係る審査請求については、本件処分を取り消すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。なお、諮問時に審査庁が判断の理由として、「本件処分に違法な点は認められない」とし、「手続上の不当があったとして、本件処分は取り消されるべきである。」と述べている点について、以下付言する。 諮問書、諮問説明書、審理員意見書及び事件記録並びに審査庁の説明からは、処分庁が審査請求人からの申請に対し、膀胱直腸障害について行政手続法(平成5年法律第88号)第9条第2項に定める必要な情報の提供に努めたかどうかは明らかでない。また、同法第8条に基づき審査請求人に示された処分理由にも膀胱直腸障害については記載されていない。このため、本審査会としては、これらの規定に違反する違法な処分又は行政の透明性若しくは説明責任の観点から少なくとも不当な処分として取り消すべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
155	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
156	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第3項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、「法改正により、平成30年10月より保護の基準を改定します。」と記載されているが、その内容は不正確であり、かつ、処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
157	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第4項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
158	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第5項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
159	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第6項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
160	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第7項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、「法改正により、平成30年10月より保護の基準を改定します。」等と記載されているが、その内容は不正確であり、かつ、処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
161	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第6項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
162	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第6項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
163	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第6項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
164	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第7項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、「法改正により、平成30年10月より保護の基準を改定します。」等と記載されているが、その内容は不正確であり、かつ、処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
165	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第12項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
166	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第6項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
167	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年11月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第6項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
168	審査請求	平成29年5月26日	令和1年6月21日	地方税法	令和1年6月21日	令和1年11月28日	地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第55条 第1項の規定に基づく法人県民税の更正処分(以下「本件県民税更正処分」という。)、第72条の39第1項の規定に基づく法人事業税の更正処分(以下「本件事業税更正処分」という。)、地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号。以下「措置法」という。)第10条の規定に基づく地方法人特別税の更正処分(以下「本件地方法人特別税更正処分」といい、「本件県民税更正処分」、「本件事業税更正処分」及び「本件地方法人特別税更正処分」を併せて「本件各更正処分」という。)、法第72条の46第1項の規定に基づく法人事業税過少申告加算金決定及び措置法第15条に基づく地方法人特別税過少申告加算金決定(以下「本件加算金処分」といい、「本件各更正処分」及び「本件加算金処分」を併せて「本件各処分」という。)並びに本件各処分による納付税額に対応して発生する延滞金の発生に係る本件審査請求については、本件審査請求のうち、本件各処分の取消しを求める部分については理由がないから棄却し、本件延滞金の発生取消しを求める部分は不適法であるから却下するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
169	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
170	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないもので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
171	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
172	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
173	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
174	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
175	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
176	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
177	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
178	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
179	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
180	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
181	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
182	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
183	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
184	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
185	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
186	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
187	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
188	審査請求	平成30年11月27日	令和1年7月22日	生活保護法	令和1年7月30日	令和1年12月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
189	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
190	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
191	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
192	審査請求	平成30年12月21日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
193	審査請求	平成30年12月21日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
194	審査請求	平成30年12月21日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
195	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
196	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
197	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
198	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
199	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
200	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
201	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
202	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
203	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
204	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
205	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
206	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
207	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
208	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
209	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
210	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
211	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
212	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
213	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
214	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
215	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
216	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
217	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
218	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
219	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
220	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
221	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
222	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
223	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
224	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
225	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
226	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
227	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
228	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
229	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
230	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
231	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
232	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
233	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
234	審査請求	平成31年2月25日	令和1年9月27日	児童福祉法	令和1年9月30日	令和1年12月17日	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定に基づく入所措置決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当である。ただし、本件処分については、親権者の意に反するため、児童福祉法(以下「法」という。)第28条第1項第1号の規定に基づいて行われたものであることから、本件処分に係る根拠条項としては「法27条第1項第3号」だけでなく、「法第28条第1項第1号」も併記することが望ましい。また、家庭裁判所の審判の日から本件処分の日までに約3か月を要していることから、本件処分の理由としては、「家庭裁判所の審判による」だけでなく、当該約3か月の間について状況の変化がないこと等も付記することが望ましい。
235	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月17日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
236	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月17日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定基準改定(第75次)による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
237	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月17日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定基準改定(第75次)による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
238	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月17日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定(第75次)」等としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
239	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月17日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定基準改定(第75次)による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
240	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月17日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定基準改定(第75次)による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
241	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月17日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定基準改定(第75次)による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
242	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月17日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、「生活保護法による保護基準の見直しに伴う変更(平成30年10月1日付)による。」としか記載がないため、処分の理由が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について、改善を図るべきである。
243	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月5日	生活保護法	令和1年8月6日	令和1年12月17日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、「生活保護法による保護基準の見直しに伴う変更(平成30年10月1日付)による。」としか記載がないため、処分の理由が明確とは言い難い。今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について、改善を図るべきである。
244	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定(第75次)」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
245	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定(第75次)」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
246	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定(第75次)」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
247	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定(第75次)」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
248	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定(第75次)」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
249	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定(第75次)」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
250	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定(第75次)」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
251	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定(第75次)」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
252	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定(第75次)」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
253	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定(第75次)」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
254	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定(第75次)」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
255	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定(第75次)」等の記載しかないため、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
256	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
257	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
258	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
259	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
260	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
261	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
262	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
263	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
264	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
265	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
266	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
267	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
268	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
269	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
270	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
271	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
272	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
273	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
274	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
275	審査請求	平成30年12月20日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
276	審査請求	平成30年12月26日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面より明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
277	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
278	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないため、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
279	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
280	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
281	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
282	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
283	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
284	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
285	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
286	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
287	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
288	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
289	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
290	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
291	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
292	審査請求	令和1年7月29日	令和1年10月24日	生活保護法	令和1年10月29日	令和2年1月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件各処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件各処分通知は、本件各処分に当たって適用した根拠法令等の記載がなく、明確とは言い難い。 このため、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
293	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
294	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
295	審査請求	平成30年12月28日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
296	審査請求	平成30年12月28日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
297	審査請求	平成30年12月28日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
298	審査請求	平成30年12月28日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
299	審査請求	平成30年12月28日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
300	審査請求	平成30年12月28日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
301	審査請求	平成30年11月30日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
302	審査請求	平成30年12月17日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
303	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
304	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
305	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
306	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
307	審査請求	平成30年12月17日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
308	審査請求	平成30年12月21日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
309	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
310	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
311	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
312	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
313	審査請求	平成30年12月20日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
314	審査請求	平成30年12月27日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
315	審査請求	平成30年12月27日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
316	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。
317	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
318	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
319	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
320	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示すべきである。
321	審査請求	平成30年11月29日	令和1年10月9日	生活保護法	令和1年10月11日	令和2年1月23日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定に基づく返還金決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
322	審査請求	平成31年1月21日	令和1年11月22日	土地区画整理法	令和1年11月22日	令和2年1月28日	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第110条第1項の規定に基づく清算金徴収通知処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
323	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定により」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。 今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
324	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。 今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
325	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。 今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
326	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。 今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
327	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年1月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。 今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
328	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。 今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
329	審査請求	平成30年12月14日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。 今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
330	審査請求	平成30年12月15日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「生活保護法による保護基準の見直しに伴う変更(平成30年10月1日付)による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。 今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
331	審査請求	平成30年12月18日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」等の記載しかなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。 今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
332	審査請求	平成30年12月26日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。 今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
333	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月29日	生活保護法	令和1年9月4日	令和2年1月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がなく、本件処分に当たって適用した根拠法令等が示されていないため、処分理由の記載が明確とは言い難い。 今後は、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
334	審査請求	平成29年5月30日	令和1年9月26日	土地区画整理法	令和1年9月30日	令和2年2月7日	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定に基づく換地処分及び同法第110条第1項の規定に基づく清算金徴収通知に係る本件審査請求については、本件各処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
335	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年2月7日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
336	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年2月7日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
337	審査請求	平成30年11月27日	令和1年8月19日	生活保護法	令和1年8月26日	令和2年2月7日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知の保護変更の理由欄には、単に「基準改定による。」としか記載がないので、処分に当たって適用した根拠法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
338	審査請求	平成31年4月26日	令和1年11月19日	生活保護法	令和1年11月28日	令和2年2月7日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第9項において準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下決定に係る本件審査請求については、本件各処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知は、処分に当たって適用した根拠法令等の記載がなく、明確とは言い難い。 このため、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
339	審査請求	令和1年9月17日	令和1年12月16日	生活保護法	令和1年12月19日	令和2年2月7日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第3項の規定に基づく保護申請却下決定に係る本件審査請求については、本件各処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件処分通知は、処分に当たって適用した根拠法令等の記載がなく、明確とは言い難い。 このため、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
340	審査請求	平成29年12月19日	令和1年11月22日	土地区画整理法	令和1年11月25日	令和2年3月6日	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定に基づく仮換地指定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
341	審査請求	令和1年8月26日	令和1年12月13日	生活保護法	令和2年1月22日	令和2年3月6日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件各処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論において妥当である。 しかしながら、本件各処分通知は、処分に当たって適用した根拠法令等の記載がなく、明確とは言い難い。 このため、処分庁において、処分の根拠とした法令等を書面により明示し、さらに、必要に応じて、生活保護の電算業務システムの改修を検討するなど、処分理由の記載について改善を図るべきである。
342	審査請求	平成30年2月20日	令和1年10月23日	土地区画整理法	令和1年10月24日	令和2年3月17日	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第100条第1項の規定に基づき、審査請求人が所有する本件土地1及び本件土地2について使用収益を停止した処分のうち、本件土地2について使用収益を停止した部分の取消しを求める審査請求については理由があるため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。
343	審査請求	令和1年9月26日	令和2年1月28日	土地区画整理法	令和2年1月28日	令和2年3月17日	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第77条第2項の規定に基づく建築物等移転又は除却の通知及び照会に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
344	審査請求	令和1年8月26日	令和1年12月3日	児童手当法	令和1年12月3日	令和2年3月26日	児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定に基づく児童手当支給事由消滅通知に係る審査請求については理由があるため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。